

1. 件名 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 (常陽)
の新規制基準適合性審査に関する面談について

2. 日時 : 令和2年7月14日 (火) 17時00分~17時20分

3. 場所 : 原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門
三井上席安全審査官、永井主任安全審査官

日本原子力研究開発機構 高速実験炉部長 他2名※

日本原子力研究開発機構 建設部 次長 他5名※

日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部

安全・核セキュリティ推進室 技術主幹※

※テレビ会議システムによる出席

5. 要旨

(1) 原子力規制庁から、平成30年10月26日に申請のあった大洗研究所 (南地区) 高速実験炉「常陽」の設置変更許可申請のうち、本年6月22日に電子提出された、敷地の地質・地質構造及び地震動評価に関する資料について、常陽に関する情報が主となるよう資料の構成の適正化を求めた。資料構成の適正化にあたっては、例として以下に示すような点を提示した。

- 敷地の地質・地質構造においては、常陽に関する耐震重要施設等の設置位置及び近傍の地質断面図やボーリング情報等を中心に説明する資料構成とすること。
- 基準地震動 S_s の策定のうち、解放基盤表面の設定に関する説明においては、常陽の耐震重要施設等の直下及び周辺データを主とした説明内容に構成を見直すこと。
- 資料の再構成にあたって、同研究所内にあるHTTR原子炉施設に関する審査資料は補足資料として再構成すること。

(2) また合わせて、原子力規制庁から、資料に以下の情報も追加するように求めた。

- 敷地の地質・地質構造においては、原子力科学研究所 JRR-3 及び H T T R 原子炉施設に関する審査実績を踏まえ、常陽に関する耐震重要施設等を取り囲むような地質断面図を作成して、提示すること。また、「東茨城層群」については初出箇所を“仮称”である旨を記載すること。
- 基準地震動 Ss の策定においては、H T T R 原子炉施設に関する審査実績と比較確認できるよう、検討用地震の等価震源距離または断層最短距離を常陽及び H T T R 原子炉施設それぞれにおいて示すこと。

(3) 日本原子力研究開発機構から、趣旨を踏まえ、資料の再構成及び追記を実施する旨の回答があった。

(4) 日本原子力研究開発機構からの回答に対して、原子力規制庁から、再構成された資料の提出を受けて、今後の対応スケジュールを検討する旨を伝え、日本原子力研究開発機構から了承した旨の回答があった。

6. 既提出資料：本年 6 月 22 日受領資料（電子ファイルによる）の一部

- ・ 資料 2 大洗研究所（常陽） 敷地の地質・地質構造について
- ・ 資料 3 大洗研究所（常陽） 基準地震動 Ss の策定について